

高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護基盤整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金は、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付老発0912第1号）」（以下「運営要領」という。）に基づき、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応し、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

(対象事業)

第3条 前条に規定する目的のための整備事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備事業

次に掲げる施設等（サテライト型居住施設及び事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、アからキまで、ケ、コ及びスについては、原則、施設の新規整備または定員の増員を伴う事業を対象とする。ただし、既存施設の耐震化及び高台移転が伴う整備等についてはこの限りではない。

ア 特別養護老人ホーム（定員29名以下のもので、ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの）及び併設されるショートステイ用居室

イ 介護老人保健施設（定員29名以下のもので、ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの）

ウ 介護医療院（定員29名以下）

エ 養護老人ホーム（定員29名以下のもので、地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

オ ケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護事業所として、市町村から指定を受けるものに限る。）

カ 認知症高齢者グループホーム

キ 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む）

ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

ケ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

コ 認知症対応型デイサービスセンター

サ 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・C及び多様な通いの場を整備する場合を含む。）

シ 地域包括支援センター

ス 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措

置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づくものに限る。）

セ 緊急ショートステイ（虐待ほか要介護者の急な疾病等に対応するためのものとする。）

ソ 施設内保育施設（介護関連施設等に雇用される介護職員のためのものとし、主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近隣地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事業が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

（2）介護保険施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設（改築（原則、定員の増員を伴う事業を対象とする。ただし、既存施設の耐震化及び高台移転が伴う整備等についてはこの限りではない。）による再開設を含む。）、既存施設の増床又は介護療養型医療施設等から介護医療院及び介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備及びサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員及び事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

（3）既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

一人当たりの面積基準については、4 人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての 1 人当たり面積基準は設けず、多床室全体として一人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

（4）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア 対象事業

（ア）簡易陰圧装置設置経費支援

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

（イ）換気設備設置経費支援

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気ができるよう、換気設備の設置等を行う事業を対象とする。

イ 対象施設

（ア）特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体として整備する。）

（イ）介護老人保健施設（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体とし

て整備する。)

- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設
- (オ) 養護老人ホーム
- (カ) 軽費老人ホーム
- (キ) 認知症高齢者グループホーム
- (ク) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (コ) 有料老人ホーム
- (サ) サービス付き高齢者向け住宅
- (シ) 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
- (ス) 生活支援ハウス

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）の確保や介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とし、次のアに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎（宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者一人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。）を整備するための費用の一部を補助する。

ただし、補助対象となるのは次のアに掲げる介護施設等（建築中のものを含む）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収、整地に要する費用又は設備整備に係る経費は対象としない。

整備した宿舎の家賃については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

宿舎の設置場所は利用の便（近接地及び通勤経路）の面等個々の施設の事情により検討し、必要と認められる場合は敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、次のアに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やアに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めても差し支えない。

ア 対象施設

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

イ 整備区分

第3条第5号において補助対象となる「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的と認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の建物を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（交付額の算定方法）

第4条 交付額は、次に定めるところにより算定した額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）第3条第1号に定める事業

別表第1の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（2）第3条第2号に定める事業

別表第2の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（3）第3条第3号に定める事業

別表第3の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（4）第3条第4号に定める事業

別表第4の第3欄に定める基礎単価に同表第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（5）第3条第5号に定める事業

別表第5の第2欄に定める施設種別ごとに、同表の第3欄に定める基準面積により算定した額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

2 第3条第1号については、財政上の特別措置として、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、各事業ごとに

算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類の	3 加算額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用を含む。）	小規模多機能型居宅介護事業所 特別養護老人ホーム ケアハウス 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護老人保健施設 生活支援ハウス 介護医療院	別表第1の第3欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）直接補助事業による場合

ア 補助事業の内容を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更で、次に掲げるものを除く。

（ア）補助交付額に影響がない変更

（イ）補助交付額の20パーセントを超えない減額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、国が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

オ 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。

カ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

キ 予算及び決算の関係を明らかにした調書（市町村にあっては別記第1号様式による調書）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかななければならないこと。

ク 補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これによりがたい場合は、県と協議すること。

ケ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

- コ 民間事業者が入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせなければならないこと。
- サ 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- シ 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- ス 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- セ 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造、木質化、備品等の木質化に努めること。
- ソ 別表第7に定める区域において、第3条に規定する整備を行う場合は、次条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を行うこと。
- タ 県税の滞納がないこと。

(2) 間接補助事業による場合

- ア 市町村が民間事業者に対して補助金を財源とした補助事業を行う場合は、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、次に掲げる条件を付さなければならないものとする。
- (ア) 前号アからウまで、オ、カ及びケ、サからタまでに掲げる条件。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」とそれぞれ読み替えるものとする。
- (イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (ウ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (エ) 補助事業を行うために締結する契約については、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を市町村長に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について市町村長に報告しなければならないこと。
- (オ) 間接補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これによりがたい場合は、市町村と協議するとともに、市町村は県と協議すること。
- (カ) 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて当該市町村職員の立合いを求めることに努めなければならないこと。
- (キ) 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を市町村長に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。

- (ク) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
 - (ケ) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- イ アにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならないこと。
- ウ 民間事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- エ 市町村は、予算及び決算の関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成し、これを補助事業の完了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、知事に1部提出しなければならない。
- 2 前条第1号ア及びイ並びに第2号ア(ア)及びイの規定により変更申請を行う場合は、別記第3号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(状況報告)

- 第7条 市町村は、第3条第1号の整備事業に係る工事に着工したときは、別記第4号様式による施設整備の工事着工報告書を工事に着工した日から起算して5日以内に知事に提出しなければならない。間接補助事業による場合も同様の取扱いとするとともに、民間事業者は、市町村に対し、市町村の定める要綱の規定により施設整備の工事着工報告書を提出しなければならない。
- 2 市町村は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況(知事が報告を求めた時はその月の末日現在の状況)を、別記第5号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。間接補助事業による場合も同様の取扱いとするとともに、民間事業者は、市町村に対し、市町村の定める要綱の規定により施設整備の工事進捗状況報告書を提出しなければならない。

(概算払)

- 第8条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による請求書によらなければならない。

(繰越の承認の申請)

- 第9条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記

第7号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績等の報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第5条第1号イの規定により（同条第2号ア（ア）の規定により読み替えた場合を含む。）事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に1部提出しなければならない。ただし、第9条の規定により繰越の承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに別記第9号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（当該消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）は、その金額を別記第10号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 市町村及び間接補助を受ける民間事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 間接補助事業者が別表第6に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号エからキまで、第5条第2号ウ及びエ、第10条第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。